

本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会規則

平成27年4月30日

規則第6号

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方人口ビジョンおよび地方版総合戦略策定・検証等に資するため、本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は地方人口ビジョンおよび地方版総合戦略策定に必要な調査、検討、審議や総合戦略の推進・実施にあたっての検証等を行なう。

(組織)

第3条 推進委員会は委員15名以内をもって組織し、その委員は知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する

2 前項に定めるもののほか特別の事情を調査し、審議するため必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、推進委員会を代表とする。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は会長が招集する。

2 推進委員会は委員および議事に関係ある臨時の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は出席した委員の過半数で決し可否同数の時は、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は会長が推進委員会にはかり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。